

令和6年度 上郡町学童クラブ 入会のきまり

1 受入れ対象児童について

上郡町内の小学校就学児童で、留守家庭児童(保護者の就労や疾病などにより授業終了後や小学校の長期休業中に家庭において保育が受けられない児童)。

2 学童クラブの名称等について

名称	住 所	電話番号
上郡学童クラブ	上郡町上郡500-1	52-0146
山野里学童クラブ	上郡町山野里2142-1	52-1158
高田学童クラブ	上郡町中野899	52-0176



3 開会期間・時間・閉会日について

(1) 通年入会の場合

- ① 授業がある日 授業終了後～午後6時00分
- ② 授業がない日(長期休業日など) 午前8時15分～午後6時00分
- ③ 学校行事が休日に実施された場合の振替日 午前8時15分～午後6時00分

(2) 長期休業期間のみ入会の場合

- ① 春季(4月) 4月 1日 ～ 4月 6日 午前8時15分～午後6時00分
- ② 夏季 7月21日 ～ 8月31日 //
- ③ 冬季 12月25日 ～ 1月 6日 //
- ④ 春季(3月) 3月25日 ～ 3月31日 //

※令和6年度夏季休業より制度を開始するため、令和6年度春季(4月)の入会期間はありません。

(3) 閉会日

土曜日・日曜日・祝日・お盆(8月14日～16日)・年末年始(12月29日～1月3日)

教育委員会が特別な理由があると認めたときは臨時閉会する場合があります。

閉会する場合は、原則として事前に連絡します。

※週休日のうち年間数回は、地域の子ども教室や交流会などに参加するため開設します。

4 児童受入れについて

授業のある日: 学校終了後、直接、入会する学童クラブまで帰ってきます。

支援員は、午後1時から勤務しています。

長期休業期間: 保護者が学童クラブまで送り届けてください。

支援員は、午前8時15分から勤務しています。

5 送り迎えと健康管理について

- ①お迎えは必ず午後6時までに来てください。
- ②保護者でない方の送迎は原則としてできません。
- ③開会時間までは入室できません。
- ④欠席する場合は、必ず事前に学童クラブへ連絡してください。
- ⑤授業終了後、児童が無断で学校を離れないように十分指導してください。
- ⑥児童の体調が悪い日は出来るだけ休ませて自宅で見てあげてください。
- ⑦感染症などの病気の場合は回復するまで休んでください。

6 入会にあたり

- ①基本的な生活習慣を身につけさせておいてください。
 - ・あいさつや返事が出来る。 ・自分の持ち物の整理整頓が出来る。
 - ・遊んだ後の片付けが出来る。 ・友達と仲良く遊べる。 ・注意したことは素直に聞ける。
- ②なぜ学童クラブに行くのかということをよく説明しておいてください。
また、集団生活のため、わがままは許されないことや決まりや約束事は必ず守ることを十分に伝えておいてください。

7 用意していただくもの

- ①コップ(落としても割れないもの)
- ②手拭き用タオル(ぶら下げられるひも付き)
- ③着替え用の服と下着、靴下
- ④上ぐつ(入会する学童クラブに詳細をお尋ねください)

※なお、長期休業中の開設日については、必ず各自でお弁当・水筒を持参してください。

衛生面には十分に気をつけ、カップラーメンなど調理が必要なものは避けてください。

※持ち物には必ず名前を付けておいてください。



8 学童クラブの日程について

学童クラブは学校の授業の延長ではなく、児童が家庭と同じ雰囲気できつろいだ時間を過ごす場所です。授業終了後、学童クラブに来て、ランドセルや持ち物の整理をした後、宿題をしたり遊んだりして保護者の迎えを待ちます。

時 間	内 容
放課後	宿 題
	自由遊び
16:00	おやつ
	自由遊び
17:30	清掃・片付け
18:00	下 校

注)時間は、おおまかな目安です。

授業終了時間により変動します。

注)長期休業期間中の日程は、学童クラブにより異なります。

9 宿題について

学童クラブでは、宿題にとりかかるように指導をしています。しかしながら、子どもによっては、一休みしてから取りかかる子どももいますので、宿題を済ませているかどうか、毎日、ご家庭でご確認ください。
また、学童クラブからの連絡事項の有無についてもご確認ください。

10 自由遊びについて

自由さと開放感を大切にしています。また、さまざまな遊びを通し、一人ひとりの違いを認め合い、高める関係を培っていくよう保育計画をたてています。

11 おやつについて

支援員が、栄養や季節感、安全性、衛生面を考慮し、用意しています。当日の状況によりおやつの時間に食べられなかった子どもには、持ち帰るようにしていますが、メニューによっては、無理な場合がありますのでご了承ください。



12 保育料の徴収について

(1) 通年入会の場合

月額6,000円/人 ただし、7月は8,000円/人、8月は12,000円/人

※納付は、銀行自動引き落としです。毎月15日に当月分を徴収します。

(2) 長期休業期間のみ入会の場合

春季(4月) 2,000円/人

夏季 16,000円/人

冬季 4,000円/人

春季(3月) 3,000円/人

※納付は、役場が発行する納付書で指定金融機関窓口での支払いになります。

13 保育料減免について

保育料について、下記の状況にあてはまる世帯の児童は免除又は減免を受けることができます。

児童の属する世帯の区分	減免基準
生活保護法による要保護世帯	免除
就学援助を受けている世帯	半額
その他特別の事由があると町長が認めたもの	半額

※上記減免を受けるには、原則として申請が必要です。事務局にお問い合わせください。

14 実費費用の徴収について

集金については、集金袋を用意しておりますので、学校の集金とお間違いのないようにお願いします。

(1) 通年入会の場合

- ・間食代 月額1,500円
- ・その他、活動に必要な実費

(2) 長期休業期間のみ入会の場合

- ・間食代 春季(4月)200円／夏季1,900円／冬季400円／春季(3月)300円
- ・その他、活動に必要な実費



15 長期欠席の手続きについて

学童クラブを続けて1ヶ月以上2ヶ月未満、欠席しようとする場合は、学童クラブ又は教育推進課にある「学童クラブ休・退会届」に必要事項を記入の上、支援員の先生に提出してください。月の途中で、休・退会届を提出されても、原則として保育料は徴収します。

16 退会の手続きについて

退会をされるときは、学童クラブ又は教育推進課にある「学童クラブ休・退会届」に必要事項を記入の上、支援員の先生に提出してください。

月の途中で、休会・退会届を提出されても、原則として保育料は徴収します。

17 事故等について

学童クラブ保育中に発生した児童の事故及び施設、備品の損壊については、加入していただく傷害保険(年額800円)で対応します。

ただし、学童クラブの施設を児童が故意に壊した場合は、修理は教育委員会で行いますが、費用は保護者に負担していただきます。

18 台風等による警報発令にともなう取扱いについて

学校開校時において警報が発令され、授業が中止となり、緊急対応として児童引き渡しが行われた場合は、学童クラブは閉会となります。

なお、午前7時の時点で上郡町に警報が発令されている場合、学校が臨時休校になりますので、学童クラブは閉会となります。学童クラブ開会時刻(通常は午後3時)以降、警報が発令された場合は、学童クラブにて児童をお預かりしていますので、天候を鑑みて、早めに迎えに来てください。

長期休業期間においても、午前7時の時点で上郡町に警報が発令されている場合、学童クラブは閉会となります。

※上記は、あくまで原則であり、その時々気象状況等により、変更場合があります。その時は、登録一斉メールによりお知らせします。

19 学級閉鎖にともなう取扱いについて

学級閉鎖が出た場合には、その学級に所属する児童は元気であっても登室することはできません。

また、新型コロナウイルス、インフルエンザ、はしかや風疹、おたふく風邪などの伝染病にかかった場合も登室できません。



20 入会申請

- ①申請書の家族の状況欄は、本人以外の世帯員全員を書いてください。
- ②申請書には、家庭で保育できないことを証明する書類を添えてください。
兄弟姉妹で2人以上申請する場合、就労証明書などは、保護者それぞれ1部で構いません。
また、こども園入園に係る就労証明書等の様式を教育委員会やこども園に提出する方は、その写しでも構いません。
(例)■仕事の場合:「就労証明書」
 - ※雇用されている方
→就労先事業者に証明書を記入してもらってください。
 - ※自営業の方
→収入状況が分かる書類(令和4年確定申告書写しなど)を添付してください。■病気や介護等の場合:「傷病・要介護申立書」または「介護・看護申立書」
→診断書や障害者手帳、要介護認定決定通知書の写しなどを添付してください。
■出産の場合:母子手帳の写し
- ③生活保護世帯等や被災等により生活が困窮している場合は、保育料の減免措置を受けることができますので、ご相談下さい。
※入会申請書は、教育推進課と学童クラブにあります。

21 入会期間(通年、長期休業期間)の変更について

- (1)通年入会から長期休業期間のみ入会へ
長期休業期間初日の属する月の前月末までに「学童クラブ届出内容変更届」提出してください。
- (2)長期休業期間のみ入会から通年入会へ
変更希望月の前月末までに「学童クラブ届出内容変更届」提出してください。
※(1)、(2)ともに就労証明書の発行日から6ヶ月経過している場合、新たに就労証明書の提出が必要です。

22 お問い合わせ先

詳しくは、上郡町教育委員会教育推進課教育係へお問い合わせください。

〒678-1292

赤穂郡上郡町大持278

上郡町教育委員会教育推進課

TEL(0791)52-2912 FAX(0791)52-6221

メールアドレス gakkou@town.kamigori.lg.jp